

# 三 春 町

## 生涯学習

# 人材ガイド登録制度

- ◆しおりの内容を了承のうえ、登録申請をしてください。
- ◆このしおりには、注意事項や各種申請方法が記載されていますので、申請後保管してください。
- ◆関係書類は、ホームページでもダウンロードできます。

<http://www.town.miharu.fukushima.jp/site/mahora/gakusyuzinzai.html>

- ◆この制度は、三春交流館「まほら」の生涯学習団体登録とは異なりますので、ご注意ください。

●お問合せ先

三春町教育委員会生涯学習課（三春交流館「まほら」内  
生涯学習グループ 電話番号0249-62-3837

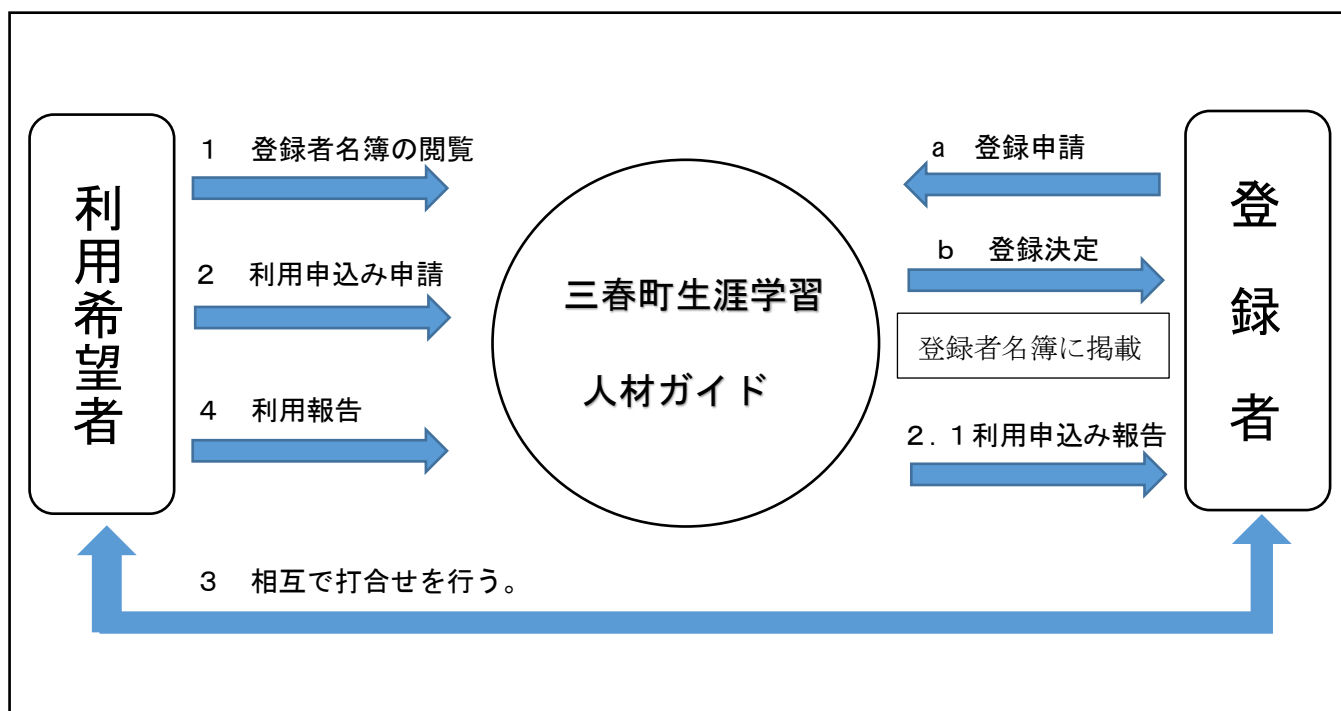
※月曜休館 （日・祝日は職員不在）

## 1 目的・趣旨

豊かな知識や経験、優れた技術等を有する、地域に眠る人材を発掘し、三春町生涯学習人材ガイド（以下「人材ガイド」という。）に登録していただき、その情報を町民に提供することによって学習活動の支援、地域活動の活性化を図ることを目的とします。

「活動の幅を広げたい」、「仲間を増やしたい」、「自分の技術を教えたい」と思っている団体・個人の皆さんと、様々な学習をしてみたいと思う方を結びつけることにより町民の学習活動の促進を図ります。

## 登録申請・利用の流れ



## 2 人材ガイドに登録申請ができる条件

- (1) 人材ガイドの目的・趣旨を理解し、賛同する方。
- (2) 知識や経験、優れた技能等を有する又は生涯学習の推進に積極的に協力できる方。
- (3) 特定の政治・宗教活動、暴力団および暴力団員の利益となる活動を目的としない方。

## 3 登録方法

三春町生涯学習人材ガイド登録（変更）申請書（別紙様式1．以下「登録（変更）申請書」という。）に必要事項を記入し登録先に提出をして下さい。

また、必要事項が記入されていれば任意の様式でも可能です。

※登録用紙の様式は、三春交流館「まほら」ホームページからもダウンロードすることができます。

## 4 登録先

- ・三春交流館「まほら」 受付時間 開館日の9:00～17:00
- ・各地区分館の開館日は次のとおりです。

開館時間については通常9時30分から16時30分ですが、館外での作業等で不在の場合がございます。  
また、事前に電話連絡の上時間に余裕を持って来館いただきますようお願いいたします。

| 地区交流館名   | 開館日         | 電話番号     |
|----------|-------------|----------|
| 沢石会館     | (火)、(水)、(木) | 62-8472  |
| 要田交流館大平荘 | (火)、(水)、(土) | 62-6472  |
| 御木沢地区公民館 | (火)、(木)、(土) | 62-8471  |
| 岩江センター   | (火)、(水)、(金) | 942-0092 |
| 中妻地区公民館  | (火)、(木)、(土) | 62-1181  |
| 中郷地区公民館  | (火)、(水)、(木) | 62-6125  |

## 5 登録をすると

提出された団体・個人は、三春交流館「まほら」ホームページ上の生涯学習人材ガイド一覧表に情報が掲載されます。(なお、ホームページで公開している情報は、団体の連絡者氏名、電話番号等の個人情報を削除しています。)

また、団体情報は三春交流館「まほら」、各地区分館で見ることができます。

## 6 公開される情報について

- (1) 活動内容
- (2) 団体名 (団体での登録の場合)
- (3) 氏名 (団体での登録の場合は代表者名)
- (4) 活動可能日時
- (5) 活動可能範囲
- (6) 講師料等
- (7) その他必要な事項

## 7 登録事項を変更するとき

- (1) 登録事項に変更が生じたときは、すみやかに交流館等に登録(変更)申請書(別紙様式1)を提出してください。

## 8 登録の取消しについて

登録者が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消します。

- (1) 登録者から三春町生涯学習人材ガイド登録取消届(別紙様式2)により届出があったとき。
- (2) 登録者が、人材ガイドを利用(活用)して特定の政治・宗教活動を行ったとき。
- (3) 登録者が、社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) 教育委員会が不適格と認めたとき。

## 9 登録の有効期限について

登録の有効期間はございません。

### 注意点

- (1) 登録を解除する場合や、内容に変更があった場合は、担当課へ変更・解除の届出をして下さい。手続き方法については、生涯学習課担当までお問合せ下さい。
- (2) 活動をする際は、傷害保険等に参加するよう努めて下さい。
- (3) この登録制度の利用は任意です。団体や個人の活動を三春町教育委員会が保証するものではありません。

## 10 利用者との打合せについて

- (1) 利用者が利用申請を提出した後に内容の打合せをして下さい。
- (2) 登録申請書に連絡先を提供しても良いとされた方へは、利用者の方から連絡があります。  
また、提供しないとした場合は連絡がとれる方法をカッコの中に記入してください。
- (3) 有償登録者の方の場合、講師料についての打合せについてもお願いいたします。  
(参考) 三春町統一単価表による報償費（講師謝礼金）1時間あたりの単価  
経常 1時間 2,500円＋必要旅費  
臨時 1時間 3,000円＋必要旅費
- (4) 注意点の(2)にあるように保険についての相談をお願いいたします。

## 生涯学習人材ガイドの利用方法

生涯学習人材ガイドを利用できる者は、三春町内に住所又は活動拠点を置く個人及び団体並びに公共機関（以下「学習者」という。）とする。

登録者を活用した学習者は、三春町生涯学習人材ガイド利用申請書（別紙様式3）を提出し、活動終了後すみやかに三春町生涯学習人材ガイド利用報告書（別紙様式4）を交流館等へ提出してください。

### ●利用をする時のおおまかな流れ



1

三春交流館「まほら」等で登録者の一覧を見てください。  
「まほら」の他に以下の施設で見ることができます。

| 地区交流館名   | 開館日         | 電話番号         |
|----------|-------------|--------------|
| 沢石会館     | (火)、(水)、(木) | 0247-62-8472 |
| 要田交流館大平荘 | (火)、(水)、(土) | 0247-62-6472 |
| 御木沢地区公民館 | (火)、(木)、(土) | 0247-62-8471 |
| 岩江センター   | (火)、(水)、(金) | 0249-42-0092 |
| 中妻地区公民館  | (火)、(木)、(土) | 0247-62-1181 |
| 中郷地区公民館  | (火)、(水)、(木) | 0247-62-6125 |

2

学習したい内容・登録者を選択し申請をしてください。

申請

3

登録者からの連絡もしくは、利用者から登録者へ  
連絡し、内容の打合せを行ってください。  
特に有償登録者の方とは、講師料についての打合せ  
も行って下さい。  
また、登録者（講師）の保険に関しても相談して頂き  
ますようお願いいたします。

4

学習後に実施報告を行ってください。  
また、有償登録者のプログラムを受けた方は打合せ  
で決められた内容のとおり、支払いをお願いします。

報告

※生涯学習人材バンクで得た情報の扱いには、十分注意して下さい。